

(介護予防) 居宅療養管理指導の加算届出に係る添付書類

No.	加算名等	加算のあり、なし等	添付書類 (別紙1、2の提出は必須)
1	LIFEへの登録	1 なし 2 あり	添付書類不要。【あり】の場合は別紙1、2を提出。
2	特別地域加算【15%加算】	1 なし 2 あり	添付書類不要。【あり】の場合は別紙1、2を提出。 ※中山間地域等における小規模事業所加算【10%加算】と同時取得不可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【5%加算】と同時取得可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【5%加算】は届出不要。 【対象地域】 ○山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村 ○離島振興法第2条第1項により指定された利用振興対策実施地域
3	中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)【10%加算】	1 非該当 2 該当	添付書類不要。【あり】の場合は別紙1、2を提出 ※特別地域加算【15%加算】と同時取得不可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同時取得可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【5%加算】は届出不要。 【対象地域】 ○半島振興法第2条第1項により指定された半島振興対策実施地域 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域 ○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域 ○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
4	中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)【10%加算】	1 非該当 2 該当	添付書類不要。【あり】の場合は別紙1、2を提出 ※特別地域加算【15%加算】と同時取得不可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同時取得可。 ※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【5%加算】は届出不要。 【対象地域】 ○半島振興法第2条第1項により指定された半島振興対策実施地域 ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域 ○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域 ○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地